

令和2年度答申第70号  
令和3年1月28日

諮問番号 令和2年度諮問第80号（令和2年12月23日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）31条1項1号の規定に基づく費用徴収決定（以下「本件費用徴収決定」という。）をしたことに対し、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め等

##### （1）法令の定め

ア 労災保険法3条1項の適用事業（労働者を使用する事業）の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」という。）が成立し（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）3条）、保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から10日以内に、

その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所等を政府に届け出なければならないとされている（徴収法4条の2第1項）。

イ 労災保険法31条1項1号は、政府が保険給付を行ったときに、事業主からの費用徴収ができる場合として、事業主が故意又は重大な過失により、徴収法4条の2第1項の規定による届出であって労災保険に係る保険関係の成立に係るもの（以下「保険関係成立届出」といい、保険関係成立届出のために事業主が提出する書面を「保険関係成立届」という。）をしていない期間中に生じた事故について保険給付を行った場合を掲げており、政府がかかる事故について保険給付を行ったときは、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる旨規定している。

ウ 労災保険法31条1項の規定による徴収金の額につき、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）44条は、厚生労働省労働基準局長（以下「労働基準局長」という。）が保険給付に要した費用、保険給付の種類、徴収法10条2項1号の一般保険料の納入状況その他の事情を考慮して定める基準に従い、所轄都道府県労働局長が定める旨規定している。

## （2）通達による未手続事業主に対する費用徴収の運用

厚生労働省は、労災保険法31条1項1号の「故意又は重大な過失」によるものと認定する基準及び徴収金の額の定めとして「未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについて」（平成17年9月22日付け基発第0922001号厚生労働省労働基準局長通達（以下「局長通達」という。））を発出しており、局長通達の概要は以下のとおりである。

ア 事業主が、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署又は所轄公共職業安定所から保険関係成立届の提出ほか所定の手続をとるよう指導を受けたにもかかわらず、又は労働保険適用促進業務を行う社団法人全国労働保険事務組合連合会の支部である都道府県労働保険事務組合連合会等から、保険関係成立届の提出ほか所定の手続をとるよう勧奨を受けたにもかかわらず、10日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合を故意による場合と認定し、徴収金として保険給付に要した費用の全額を徴収する。

イ 上記保険手続に関する指導又は勧奨を受けていない場合で、かつ、保

険関係成立の日から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していない場合は重大な過失による場合と認定し、徴収金として保険給付の額に100分の40を乗じた額を徴収する。

ただし、事業主が「その雇用する労働者について、労働者に該当しないと誤認した」場合のうち誤認がやむを得ない場合や、「本来独立した事業として取り扱うべき出張所等について、独立した事業には該当しないと誤認した」場合であって他の事業に包括して手続をとっている場合は、重大な過失として認定しない（以下これらの場合を「重大な過失の免責事由」という。）。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、P店（以下「本件事業場」という。）の事業主であり、平成25年11月22日から労働者を雇用して事業を開始し、同日、保険関係が成立した。

（未加入事故にかかる報告書、費用徴収の可否について）

- (2) 令和元年7月31日、審査請求人に雇用されていた労働者（以下「本件労働者」という。）が、本件事業場で転倒し、被災した（以下「本件災害」という。）。

（休業補償給付支給請求書）

- (3) 審査請求人は、上記(1)のとおり保険関係が成立しているにもかかわらず、労働基準監督署に対する保険関係成立届出をしていなかったが、本件災害後の令和元年8月2日に至って、B労働基準監督署に対し、保険関係成立届出をした。

（保険関係成立届）

- (4) 本件労働者は、令和元年10月11日、同年11月21日及び令和2年1月14日、B労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）に対し、労災保険の休業補償給付支給を請求し、本件労基署長は、本件労働者に対し、休業補償給付の支給を決定し、令和元年11月15日に70,875円、同年11月29日に107,625円、令和2年1月17日に160,125円がそれぞれ支払われた。

（休業補償給付支給請求書（令和元年10月11日受付）、休業補償給付支給請求書（同年11月21日受付）、休業補償給付支給請求書（令和2年1

月14日受付)、労働者災害補償保険法第31条の規定に基づく費用徴収の  
決定通知書)

(5) 処分庁は、令和2年2月14日、審査請求人に対し、本件労働者に対して行った保険給付に要した費用に相当する金額の40パーセントを徴収する旨の本件費用徴収決定を行った。

(労働者災害補償保険法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書)

(6) 審査請求人は、令和2年4月7日、本件費用徴収決定を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、令和2年12月23日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、諮問した。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 審査請求人の主張の要旨

労働局及び労働基準監督署により、労災保険の加入の督促がなされている会社、店舗があるにもかかわらず、本件事業場に対しては、事業開始後6年以上にわたり、その督促がなかったことは労働局等の怠慢であり、不公平である。また、審査請求人はペナルティとして過去2年分の保険料を納付している。以上のことから、費用徴収金額を給付額の1割ないし2割に減額してもらいたい。

### 第2 諮問に係る審査庁の判断

本件災害は、審査請求人が労働保険の加入手続をしていなかった期間中に発生したものであるところ、審査請求人に対して、B労働基準監督署、B公共職業安定所及び処分庁による保険手続に関する指導並びにQ法人による加入勧奨(以下これらを「処分庁等による保険関係成立届の提出の指導及び勧奨」という。)は行われておらず、審査請求人が事業を開始した平成25年から1年以上を経過した後に保険関係成立届が提出されている。また、審査請求人の提出資料からは、重大な過失の免責事由に該当する事実は認められない。

以上の事実及び局長通達で定められた故意又は重大な過失の認定基準によれば、本件については、事業主に重大な過失があったものと認められ、保険給付額の40パーセントを費用徴収するとした本件費用徴収決定は妥当であり、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきとしている。

### 第3 当審査会の判断

当審査会は、令和2年12月23日、審査庁から諮問を受け、令和3年1月20日及び1月28日の計2回、調査審議をした。

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

#### 2 本件決定の違法性又は不当性について

(1) 次のア及びイの事実は、審査関係人に争いが無い。

ア 審査請求人は、平成25年11月22日に事業を開始したが、本件労働者が被災した令和元年7月31日まで、徴収法4条の2所定の保険関係成立届出はしていない。

イ 審査請求人は、処分庁等による保険関係成立届の提出の指導及び勧奨を受けていなかった。

(2) 上記(1)アの事実によれば、本件災害は、事業主である審査請求人が保険関係成立届出をしていない期間中に生じた事故であることは明らかであるから、労災保険法31条1項1号により、審査請求人が保険関係成立届出をしていないことが故意又は重大な過失による場合は、政府は保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を審査請求人から徴収することができる。

(3) そして、審査庁の説明によれば、処分庁は、局長通達に基づき、本件には「重大な過失の免責事由」に該当する事情が認められず（この点について審査関係人に争いはない）、審査請求人には「重大な過失」があると判断し、保険給付の額に100分の40を乗じて得た額を徴収する本件費用徴収決定をしていることから、この局長通達における「重大な過失」の認定基準等について、以下検討する。

事業主が保険関係成立届の提出の指導及び勧奨を受けていなかったとしても、保険関係成立届の提出を怠ることは労働者災害補償保険制度上の重大な義務違反であって適正に届出を行っている事業主との間の負担の公平性の確保の観点からも是正されるべきであり、労働者災害補償保険制度や保険関係成立届の提出義務等に関しては一般的に一定の周知もなされていること等に鑑みると、保険関係成立から1年以上もの間、保険関係成立届を提出しない場合は、特段の事情がない限り、重大な過失によるものと認定されること及び徴収金額は、第1の1(1)ウのとおり、労働基準局長

の定める基準によることとされ、保険給付の額に100分の40を乗じて得た額を徴収するとされていることに特に不合理な点はない。

(4) 本件においては、以上のとおり、審査請求人は、保険手続に関する指導又は勧奨を受けていないが、保険関係成立日は平成25年11月22日であるにもかかわらず、本件災害時には保険関係成立届が未提出であって、保険関係成立から5年8か月以上が経過した令和元年8月2日に至るまで保険関係成立届を提出しておらず、局長通達で定める重大な過失の免責事由に該当する事情も認められないから、重大な過失による場合であると認定した審査庁の判断は妥当である。

(5) 審査請求人は、本件事業場に一度も加入の督促がなかったのは労働局及び労働基準監督署による勧奨業務の怠慢であり、不公平であるから、徴収金額を減額してほしいと主張するが、上記のとおり、審査請求人には保険関係成立届を提出していないことについて重大な過失があったというほかになく、その減額を求める審査請求人の主張は認められない。

なお、審査請求人は2年分の保険料を納付している旨を主張する（上記第1の3）が、これは、本来、事業開始と同時に成立した保険関係成立日以降に支払うべき保険料のうち2年の時効を限度に徴収されたものにすぎず、上記判断を左右するものではない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚	誠	
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹